

農地法第 4 条届出

—所有権等権利を有する者が自ら転用するとき（市街化区域）—

随時受付

| 添付書類 | 摘要 | 提出部数 |
|------------------|-------------|-------|
| 付近見取図 | | 各 1 部 |
| 公図 | | |
| 土地の登記事項証明書 | 全部事項証明書に限る | |
| 印鑑証明書 | | |
| 住民票謄本、戸籍の附票等 | 必要な場合のみ | |
| 農地法第 18 条（解約）許可書 | 権利設定されている場合 | |
| 計画書 | 必要な場合のみ | |
| 土地利用計画図・用排水計画図 | | |
| その他参考となるべき書類 | | |
| 委任状 | 代理人が申請する場合 | |

申請内容によっては不要な書類もありますので、最後までよくお読み下さい。

付近見取図について

土地の位置及び付近の状況を示す図面で、住宅地図の写しやインターネット上の地図。

公図について

発行から概ね 3 ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。

登記情報提供サービスで取得した物でも可。

土地の登記事項証明書、印鑑証明書について

発行から概ね 3 ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。ただし、その場合は窓口で原本確認しますので、原本を持参して下さい。

土地の登記事項証明書は登記情報提供サービスで取得した物は不可。

印鑑証明書は申請者の物で、共有者がいれば全員の物が必要。

住民票謄本、戸籍の附票等について

登記事項証明書に記載されている住所と、印鑑証明書の住所が異なる場合、いずれかの書類を添付して下さい。同一人物が確認する為、住所が繋がっていることが必要。

発行から概ね 3 ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。ただし、その場合は窓口で原本確認しますので、原本を持参して下さい。

農地法第 18 条（解約）許可書について

用紙は事務局にあります。

計画書について

転用目的が駐車場や資材置場の場合に必要。用紙は事務局にあります。

土地利用計画図・用排水計画図について

排水・通風等の被害防除の必要性、被害防除措置等を確認するために必要。

転用目的が駐車場の場合は、区画割りと進入路を記載した物に用排水関係を記載。

転用目的が資材置場の場合は、進入路とどこに何を置くのかを記載した物に用排水関係を記載。

転用目的が建物の場合は、建物配置図に用排水関係を記載。

その他、計画内容によっては必要な図面がありますので、事前にご相談下さい。

その他参考となるべき書類について

届出に関して補足資料があれば添付して下さい。

委任状について

代理人の住所・氏名、申請の要旨、連絡先、委任する者の住所・氏名を明記の上、押印（認印）のこと。

【その他】

届出書の押印は実印が必要です。

届出書の日付は提出時に記入して下さい。

必要に応じて、記載した以外の添付書類を求める場合があります。その為、計画段階での事前の相談をお願いします。

届出に関する詳細については、宇治市農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。